アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（1）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

(ア)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(イ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

(ウ)　認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

ウ　幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

(ア)　都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下(ア)において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（当該年度に係る同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

(イ)　都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下(イ)において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

エ　特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

都道府県知事は、アにかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

3　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

都道府県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう、都道府県設定区域ごとの目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項を定めること。